第2 業務仕様書

1. 契約件名

2024 年度 JICA 筑波ガソリン等調達にかかる単価契約(一般競争入札 (最低価格落札方式))

- 2. 契約期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで
- 3. 契約の方法 調達品名ごとの単価契約とする。

請負者の決定(落札価格の決定)は、業務請負の総価(調達品名ごとの単価(入札単価)に 2024 年度発注見込みの数量を乗じて算出した合計金額)で行う。

2024 年度発注見込み数は 2022 年度、2023 年度実績から算出した予想数量であり、2024 年度における調達数量を約束するものではない。

- 4. 調達品目
- (1) ガソリン(レギュラー)下記5.(1)、(2)
- (2) ディーゼル 下記5. (3)、(4)、(5)、(6)、(7)
- 5. 対象車両 JICA 筑波 公用車
- (1) 1号車 トヨタ・アルファード 車番 8176
- (2) 2号車 トヨタ・シエンタ 車番 3877
- (3) 3号車 中型バス 車番 208
- (4) 4号車 中型バス 車番 207
- (5) 5号車 中型バス 車番 206
- (6) 6号車 マイクロバス 車番 885
- (7) 7号車 マイクロバス 車番 875
- 6. 調達予定数量 別紙2 附属書I 別紙のとおり
- 7. 給油所 (1) 筑波センター(つくば市高野台 3-6) 5 Km圏内
 - (2) その他給油所(広域含む)

8. 契約単価

(1)

- 1)本契約に係るガソリン(レギュラー)、ディーゼル単価については、資源エネルギー庁が2024年3月最終週に公表する(契約日直近)ガソリン及びディーゼルー般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除した価格(小数点3位以下は切り捨て)に、落札時値引き率を乗じた価格とする(小数点以下は四捨五入)。
- 2) 落札時値引き率は、「(入札金額におけるガソリン単価) ÷ 資源エネルギー庁が公表したガソリン一般小売価格の茨城地区における月次調査価格 (2024年3月4日(月)調査分(入札日直近、消費税を除く))」とする。 ディーゼルも同様とする(少数点3位以下は切り捨て)。
- 3) ディーゼルの消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油取引税分を引いた上で除するものとし、その後軽油取引税を加えるものとする。
- (2) 資源エネルギー庁の公表とする価格の変動により大きく単価が変動する場合は、その月の最終週の公表価格を適用することとし、その翌月から変更後の単価を使用することとする。この単価に落札時値引き率を乗じた価格とする。
- (3)上記7.の給油所での給油品目の単価が同一であることとする。

9. 給油カードの発行

- (1) 本業務は、上記7. の給油所で利用できる給油カード(磁気カード)を利用した給油システムとする。よって、請負者は、契約締結後1か月以内に入会金・年会費不要の給油カードを5. の対象車両毎に発行しなければならない。また、各々のカードについて、車両番号表(別途交付)をもとに車両登録番号(陸運局登録番号)及び独自の整理番等車両ごとの区分ができるようにすること。
- (2) 当センターの所有する車両台数は5. のとおりであるが、予備1枚を追加で発行し、合計8枚の給油カードを発行すること。
- (3) ディーゼルの給油に当たってはアドブルーを補給することも想定し、 対応が可能な体制とすること。本件単価契約での購入は不可とするが、本件 契約にて発行される給油カードにて購入は可能とすること。
- (4) その他、台数が増減しても請負者から異議を申し立てることはできないものとし、車両の追加又は変更について当センターより連絡を受けた場合には、速やかに新規発行又は再発行等を行うこと。車両台数に関係なく、何らかの理由により、再発行が必要となった場合においても同様とする。
- (5) カード発行手続中であっても給油等が行えるようにすること。(例:予

備カードの発行等)

(6) カード発行及び廃棄等に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

10.その他

- (1)契約期間中にガソリン税の改正が行われたときは、請求書に改正前と改正後の金額を明示し、ガソリン単価金額に加減した額をもって、改正日以降の単価金額に変更する。
- (2) 本仕様書の条件又は契約書記載事項に違反したときは、契約を解除され 又は適当な措置を取られても異議を申し立てないこと。

2024 年度ガソリン及びディーゼルの単価契約に係る発注見込数量

品名	調達見込数量	単位
ガソリン (レギュラー)	2,213	リットル
ディーゼル	11,267	リットル

(4月~12月は2023年度実績、1月~3月は2022年度実績とした。)